

公 告

防衛省陸上自衛隊
北部方面総監部人事部
厚生課長 宮下 克聡

北海道に所在する陸上自衛隊北部方面隊各駐（分）屯地において、自動販売機を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名
飲料・食品自動販売機の設置及び経営業務
- (2) 業務期間（国有財産使用許可期間）
令和6年4月1日から令和11年3月31日
- (3) 設置場所
北海道に所在する陸上自衛隊北部方面隊各駐（分）屯地の計画により指定された場所

2 応募する者に必要な資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること
- (2) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員並びに同項第3号から第6号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (8) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、自動販売機関連業務のすべてを自社で遂行できること

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 設置台数

(1) 飲料自動販売機

ア 缶・ペットボトル式	960台
イ 紙カップ式	10台
ウ ブリックパック式	29台

(2) 食品類自動販売機

ア カップ麺	99台
イ 菓子	6台
ウ アイス	6台
エ 冷凍食品	1台
オ 菓子パン	3台

(3) 複合型自動販売機

ア カップ麺、菓子類複合機	8台
イ 飲料、カップ麺、菓子類複合機	3台

5 募集要領・仕様書の配布

- (1) 期 間 令和5年7月10日（月）午前10時から
令和5年7月31日（月）午後5時まで

- (2) 場 所 札幌市中央区南26条西10丁目
自衛隊札幌駐屯地北部方面総監部人事部厚生課
担 当 平間（ヒラマ）

電 話 011-511-7116（内線2410）
FAX 011-511-7116（内線2359）

- (3) 公募へ参加する場合は、募集要領・仕様書の受領が必須です。

6 その他

(1) 説明会日時・場所

ア 日 時
令和5年8月4日（金）午後2時から

イ 場 所
札幌市中央区南26条西10丁目
陸上自衛隊札幌駐屯地 総監部講堂

ウ 説明事項
募集要領、提出書類等に関する事

(2) 応募業者の企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和5年8月24日（木）午後5時まで

イ 提出先 第5項第2号の住所先に提出

- (3) 細部の内容は、募集要領による。